

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月四日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第三号

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年広島県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十二条第一項の職員」を「第十二条第一項の職員又は同条第三項の職員（給与条例第十二条第一項第三号に掲げる職員で第八条の四に定めるもののうち、通勤のため自動車又は自転車等の駐車場（第八条の五に定めるものに限る。）を利用し、当該駐車場の利用に係る料金を負担することを常例とするものをいう。以下この条、次条、第十条、第十一條及び第十二条において同じ。）」に、「同項の職員」を「給与条例第十二条第一項の職員又は同条第三項の職員」に改め、同項第二号中「運賃等」を「運賃等若しくは駐車料金」に改め、同条第二項中「第十二条第一項の職員」を「第十二条第一項の職員又は同条第三項の職員」に改める。

第四条第一項中「第十二条第一項の職員」を「第十二条第一項の職員又は同条第三項の職員」に改める。

第八条第一項中「第十二条第五項」を「第十二条第六項」に改める。

第八条の三第一号中「七万八千円」を「九万八千円」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（駐車料金を通勤手当として支給する職員）

第八条の四 給与条例第十二条第三項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する職員とする。

- 一 自動車又は自転車等の使用距離が片道二キロメートル以上である職員
- 二 給与条例第十二条第一項第三号に規定する自動車及び自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員

（通勤手当を支給する駐車場）

第八条の五 給与条例第十二条第三項の人事委員会規則で定める自動車又は自転車等の駐車場（以下「駐車場」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 前条各号に該当する職員が、通勤のために利用し、当該駐車場の利用に係る料金（以下「駐車料金」という。）を負担することを常例としているものであること。
- 二 交通機関から自動車若しくは自転車等へ乗り継ぎをする場合又は自動車若しくは自転車等から交通機関へ乗り継ぎをする場合において利用する駐車場で、その乗り継ぎをする地の周辺にあるものであること（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十

七年法律第四百十五号) 第三条に規定する保管場所その他の職員の住居に係る駐車場を除く。)

三 駐車料金が月又は年その他これに準ずるものとして人事委員会が定める単位等で定められているものであること。

(駐車料金の額)

第八条の六 給与条例第十二条第三項に規定する一箇月当たりの駐車料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

一 駐車料金が一箇月を単位として定められている場合 当該駐車料金の額

二 駐車料金が複数の月を単位として定められている場合 当該駐車料金の額をその月数で除して得た額

三 駐車料金が一年を単位として定められている場合 当該駐車料金の額を十二で除して得た額

四 駐車料金が複数の年を単位として定められている場合 当該駐車料金の額をその年数で除して得た額を十二で除して得た額

五 前四号に掲げる場合以外の場合 人事委員会が定める額

2 二以上の駐車場を利用する場合においては、それぞれの駐車場の一箇月当たりの駐車料金の額を前項各号の規定により計算し、それぞれについて得た額を合計した額をもつて前項に規定する一箇月当たりの駐車料金の額とする。

3 給与条例第十二条第三項に規定する一箇月当たりの駐車料金の額の二分の一に相当する額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて同項に規定する一箇月当たりの駐車料金の二分の一に相当する額とする。

第九条の二第四項中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に、「七万八千円」を「九万八千円」に改める。

第十条第一項中「第十二条第一項の職員」を「第十二条第一項の職員又は同条第三項の職員」に改める。

第十条の二第二項中「第十二条第四項」を「第十二条第五項」に改め、同項第三号中「二以上の月」を「一月以上であつて二以上の月」に改め、同条第二項中「第十二条第四項」を「第十二条第五項」に、「七万八千円」を「九万八千円」に改め、同条第三項中「第十二条第四項」を「第十二条第五項」に改める。

第十条の三第三項中「第十二条第五項」を「第十二条第六項」に改める。

第十条の四第二項中「二以上の月」を「一月以上であつて二以上の月」に改める。

第十一条及び第十二条中「第十二条第一項の職員」を「第十二条第一項の職員又は同条第三項の職員」に改める。

別記様式第一号及び別記様式第二号を次のように改める。

(別記)
様式第1号 (第3条関係)

通 勤 届
年 月 日提出

任命権者		勤務箇所					
		所在地					
職名		氏名	㊟				
住居							
職員の通勤手当に関する規則第3条の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。							
主な届出の理由(該当する□にレ印を付する。) <input type="checkbox"/> 1 新規(異動の場合を含む。) <input type="checkbox"/> 2 住居の変更 <input type="checkbox"/> 3 通勤経路の変更 <input type="checkbox"/> 4 通勤方法の変更 <input type="checkbox"/> 5 運賃等又は駐車料金の負担額の変更 上記事実の発生日 年 月 日				<input type="checkbox"/> 直前の届出の区間と同一の区間がある (該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。)			
順路	通勤方法の別	区 間	距 離 (概算)	所要時間 (概算)	乗車券等 の 種 類	左欄の乗車 券等の額	備 考
1□		住居から(経由) まで	km	時間 分		円	
2□		から() まで	km	時間 分		円	
3□		から() まで	km	時間 分		円	
4□		から() まで	km	時間 分		円	
5□		から() まで	km	時間 分		円	
総通勤距離及び総所要時間(概算)			km	時間 分			
駐 車 場		駅等の名称	駐 車 場 の 所 在 地		駐 車 料 金 の 種 類	左 欄 の 駐 車 料 金 の 額	備 考
1□						円	
2□						円	
記入上の注意 1 この届には通常行っている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しない。 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自転車、原動機付自転車、自動二輪車、普通自動車、電車、バス、〇〇線等の別を記入する。 3 「乗車券等の種類」欄には、定期券(〇箇月)、11枚綴回数券、優待乗車券等の別を記入する。 4 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券(〇箇月)の価額、11枚綴回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入する。 5 往路と帰路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。 6 「駐車場」欄に記載する駐車場は、自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条に規定する保管場所その他の職員の住居に係る駐車場を除く。 7 「駅等の名称」欄には、乗り継ぎを行う駅、バス停、港等の名称を記入する。 8 「駐車料金の種類」欄には、1箇月、3箇月、1年、11枚綴回数券等の別を記入する。 9 「左欄の駐車料金の額」欄には、「駐車料金の種類」欄に記入した、利用期間又は利用回数等に応ずる駐車料金を記入する。 10 通勤経路の略図(経路朱線)は、この様式の裏面に記入する。							

様式第2号（第4条関係）

通 勤 手 当 認 定 簿

氏 名					所 属					事 実 発 生 年 月 日	年 月 日					
住 居										提 出 年 月 日	年 月 日					
<input type="checkbox"/> 回数券等を使用して利用 する交通機関等がある交替 制勤務に従事する職員等				平均1箇月 当たりの通 勤所要回数				回 (算出式)		受 理 年 月 日	年 月 日					
順 路	算 出 の 基 礎 と な る 交 通 機 関 等		定 期 券 回 数 券 そ の 他 の 別	運 賃 等 の 額 の 算 出 基 礎		運 賃 等 相 当 額		1 箇 月 当 た り の 運 賃 等 相 当 額	交 通 機 関 等 の 認 定 期 間	支 給 月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)						備 考
	交通機関 等の名称	利用区間		回数券 その他	定期券	回数券 その他	定期券			年 月 から 年 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12					
1						円 (箇月)	円	円	年 月 から 年 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12						
改正						円 (箇月)	円	円	年 月 から 年 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12						
2						円 (箇月)	円	円	年 月 から 年 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12						
改正						円 (箇月)	円	円	年 月 から 年 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12						
3						円 (箇月)	円	円	年 月 から 年 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12						
改正						円 (箇月)	円	円	年 月 から 年 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12						
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額								円	年 月 日改正	円	年 月 日改正	円				
自動車又は自転車等の額(給与条例第12条第2項第2号イ又はロの額)				円		年 月 から 年 月 まで		改正	円	年 月 から 年 月 まで						
(自動車の使用距離 . km) (自転車等の使用距離 . km)																
交通機関等と自動車又は自転車等の併用者 規則第8条の3 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号				1箇月当たりの運賃等相当額と自 動車又は自転車等の額の合計額		円	年 月 日改正	円	年 月 日改正	円						
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇 月当たりの運賃等相当額と自動車若しくは自 転車等の額の合計額が98,000円を超えるとき				円×[箇月]=		円	年 月 から 年 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12								

	契約月回数券 その他の別	駐車料金の額 の算出基礎	駐車料金相当額	1箇月あたりの駐 車料金相当額	駐 車 場 の 認 定 期 間							備 考		
1			円	円	年 月 から 年 月 まで									
改正			円	円	年 月 から 年 月 まで									
2			円	円	年 月 から 年 月 まで									
改正			円	円	年 月 から 年 月 まで									
1箇月当たりの駐車料金相当額の合計額×1/2 (上限額3,000円)				円	年 月 日改正	円	年 月 日改正	円	年 月 日改正	円	年 月 日改正	円	備 考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備 考
支 給 額		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
年 月 日改正		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
年 月 日改正		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
決 定 事 項	給与条例第12条第1項及び第3項 該当・非該当 <input type="checkbox"/> 該当 (□支給範囲の特例(規則第5条)) <input type="checkbox"/> 交通機関等利用 <input type="checkbox"/> 自動車又は自転車等使用 <input type="checkbox"/> 自動車 □ 自転車等 <input type="checkbox"/> 自動車と自転車等 <input type="checkbox"/> 育児短時間等(規則第8条の2) (通勤所要回数 回) <input type="checkbox"/> 併用 □ 駐車場利用 規則第8条の3 <input type="checkbox"/> 第1号 □ 第2号 □ 第3号 <input type="checkbox"/> 育児短時間等(規則第8条の2) (通勤所要回数 回) <input type="checkbox"/> 非該当 理由：		返 納 事 由 規則第10条の2第1項 1 <input type="checkbox"/> 第1号 □ 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 □ 第4号 2 <input type="checkbox"/> 第1号 □ 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 □ 第4号 3 <input type="checkbox"/> 第1号 □ 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 □ 第4号	返納事由 発生年月	返納対象交 通機関等	払戻金相当額の算出基礎 1箇月当たりの運賃等相当額等の合計額が98,000円を 超えていた場合 (算出基礎) 規則第10条の2第2項第2号の人事委員会の定める額 (算出基礎)		払戻金 相当額 円	備 考 円					
給与条例第12条及び職員の通勤手当に関する規則の規定に従い、上記のとおり確認し決定する。 年 月 日					取 扱 者 認 印									
職 名 氏 名					認 印									

備考 1 必要に応じて処理の経過を示す欄を設けることは、差し支えないものとする。

2 この様式により難しい事情がある場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める様式とすることができる。

附 則

(施行期日)

一 この人事委員会規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

二 この人事委員会規則による改正前の職員の通勤手当の支給に関する規則別記様式第一号に定める通勤届及び別記様式第二号に定める通勤手当認定簿は、当分の間、これを使用することができる。